

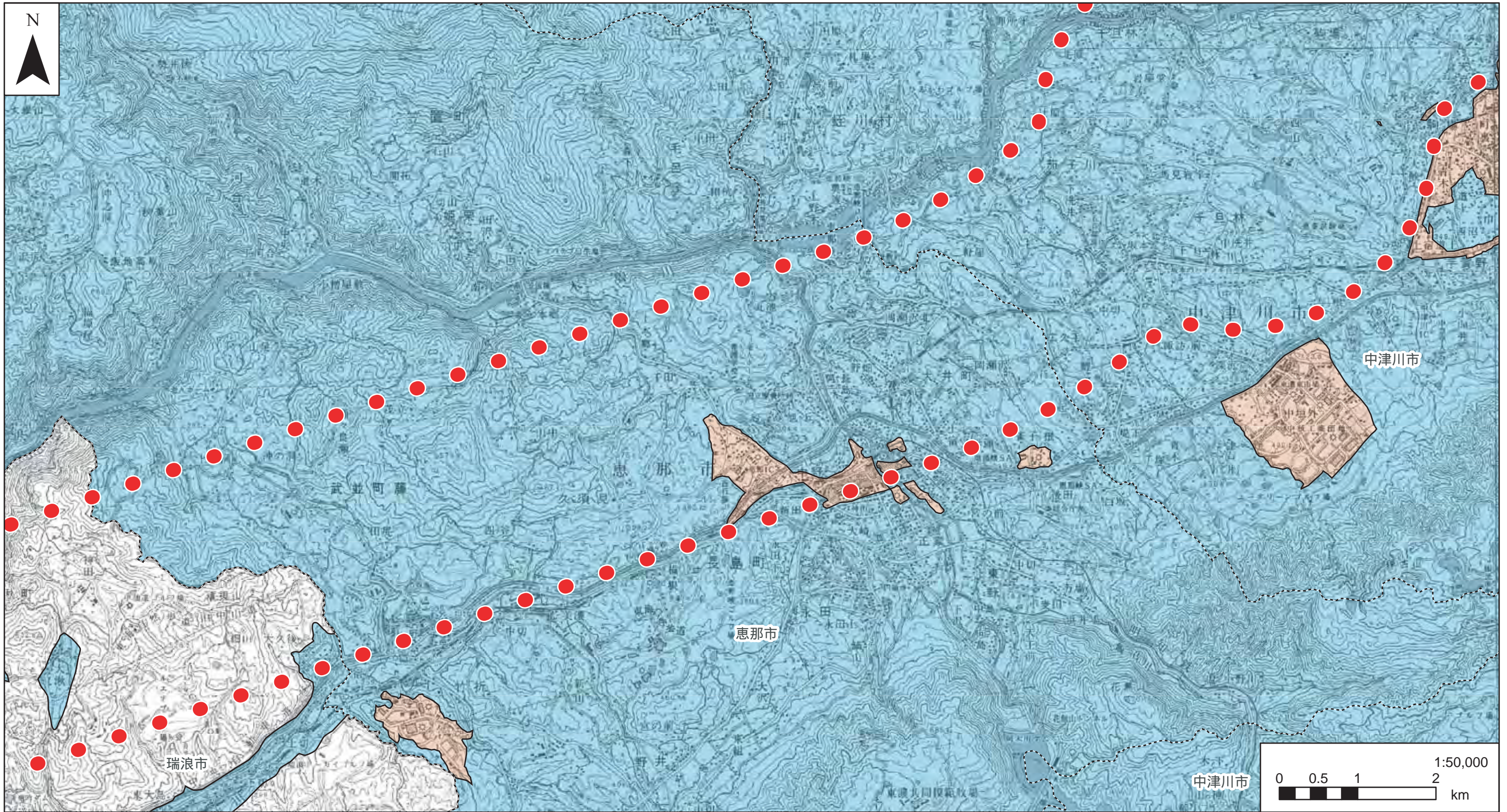
- 凡例
- 対象事業実施区域
  - 振動に係る規制基準の区域指定
    - 第一種区域
    - 第二種区域

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「騒音規制区域図」（岐阜県）

図-3(1) 振動に係る規制基準の区域指定図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平23情複、第266号）」



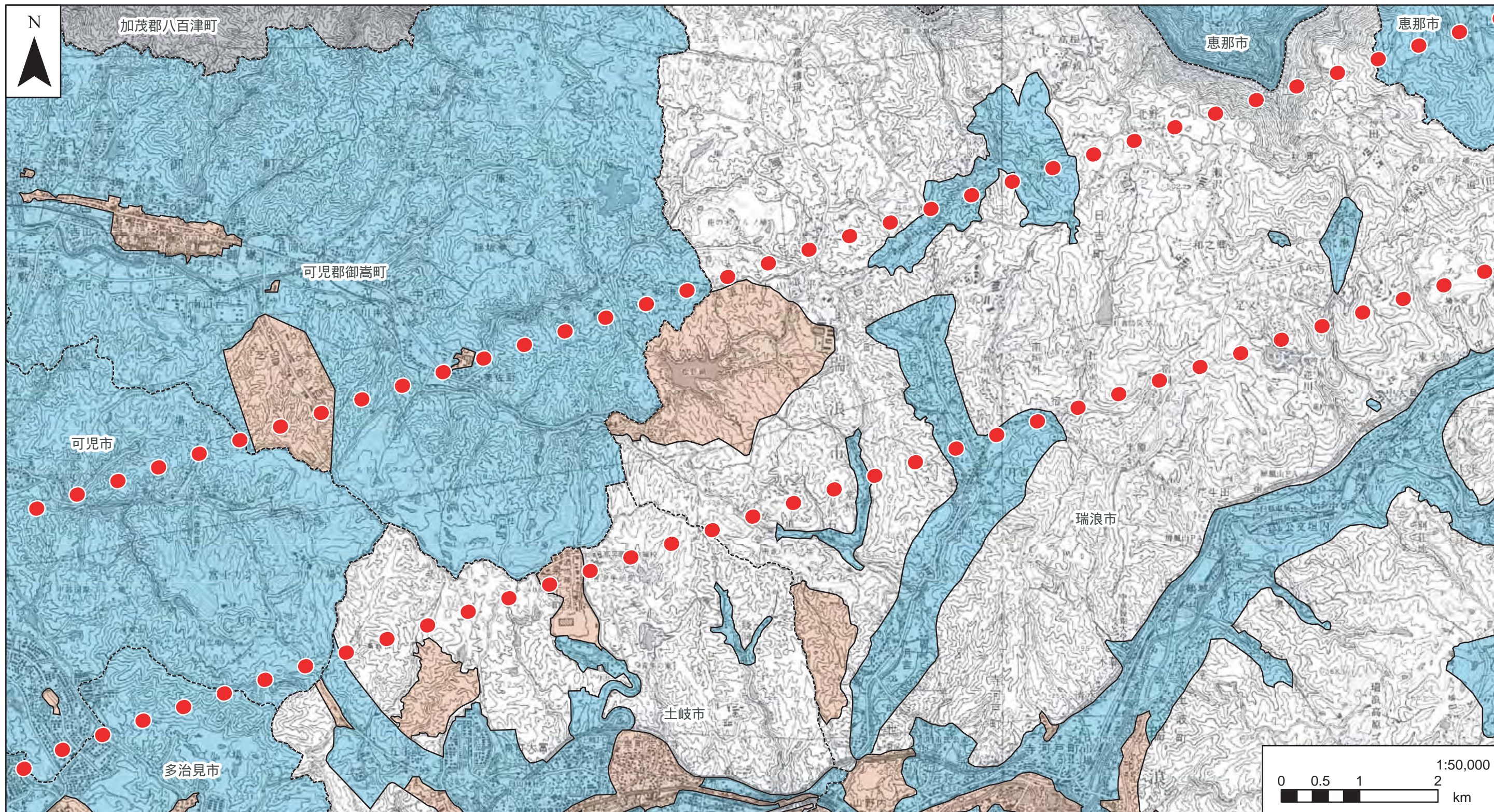
- 凡例
- 対象事業実施区域
  - 振動に係る規制基準の区域指定
    - 第一種区域
    - 第二種区域

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「騒音規制区域図」（岐阜県）

図-3(2) 振動に係る規制基準の区域指定図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平23情複、第266号）」



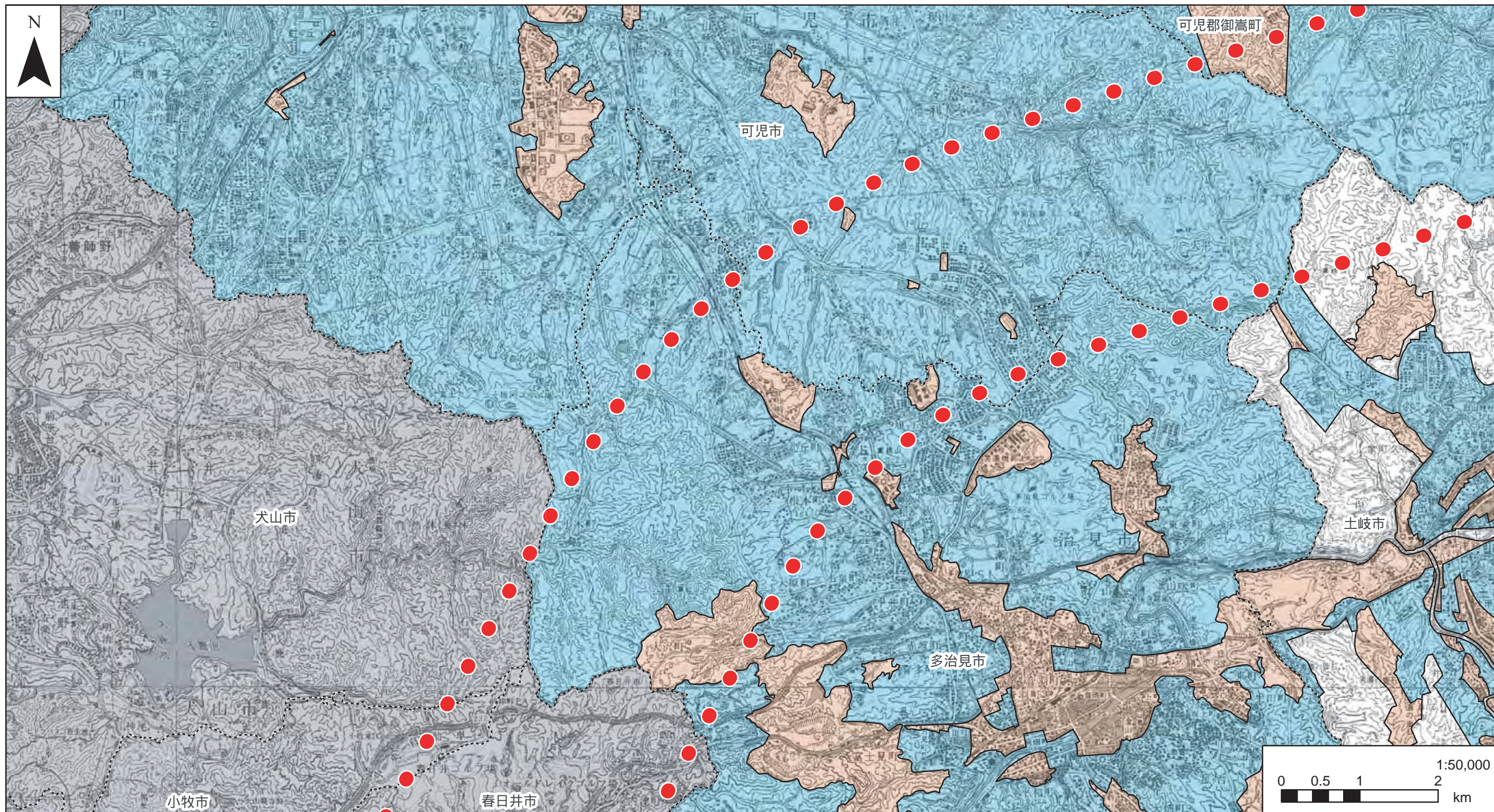
- 凡例
- 対象事業実施区域
  - 振動に係る規制基準の区域指定
    - 第一種区域
    - 第二種区域

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「騒音規制区域図」（岐阜県）

図-3(3) 振動に係る規制基準の区域指定図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平23情複、第266号）」



- 凡例
- 対象事業実施区域

振動に係る規制基準の  
区域指定

- 第一種区域
- 第二種区域

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、  
調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「騒音規制区域図」（岐阜県）

図-3(4) 振動に係る規制基準の区域指定図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平23情複、第266号）」